

西条市農業委員会 令和8年度 第2回総会 議事録

1. 日 時 令和8年5月8日(金) 午後2時00分から午後2時42分まで

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員29名

4. 農業委員 出席者 19名 欠席者 5名 出席率 79.2%
推進委員 出席者 23名 欠席者 6名 出席率 79.3%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂				
会長代理	23番	真鍋 美鈴				
委 員	1番	越智 一志	10番	篠森 均	18番	山内ふさえ
	2番	明比 典正	11番	真鍋 覚	19番	徳永 耕治
	3番	徳増 靖記	12番	武方 謙一	20番	宇佐美好正
	4番	一色 達夫	13番	鈴木 伸二		
	5番	白木あゆみ	14番	武田 弘文		
	6番	藤田 孝明	15番	武田 喜義		
	7番	近藤 明弘	17番	武田 安博		

○欠席者氏名

9番 長谷川孝師 16番 曾我部英樹 21番 余吾 秀利 22番 岡田 貴洋
24番 宇野 嘉秀

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	寺田 昌直	11番	近藤 仁志	26番	佐伯 静雄
	3番	加藤 武司	12番	真田 克彦	27番	玉井 隆志
	4番	高橋 滝雄	13番	平木 克彦	28番	桑原 俊樹
	5番	伊藤 龍二	14番	中川 英隆	29番	小倉 謙治
	6番	伊藤 正夫	16番	山田 好一	30番	日野 貴文
	7番	日野 哲也	17番	垂水 久明		
	8番	宮武 恭宏	20番	高木 秀昭		
	9番	岡本 省三	21番	高橋 寿夫		
	10番	安藤 英利	23番	黒河 祐二		

○欠席者氏名

2番 一色 信之 15番 武田 義臣 19番 菅 辰郎 22番 佐山 林壱
24番 渡部 靖 25番 佐伯 保親

5. 議案について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
- 議案第4号 農地法第5条第1項目的による農地買受適格証明願の申請について
- 議案第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 議案第6号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について
- 議案第7号 西条市農地利用最適化推進委員の候補者の選任について
- 議案第8号 西条市農業経営基盤強化促進に関する基本構想の変更に係る意見の決定について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局及びその他の職員

○農業委員会事務局

事務局長	渡邊賢一郎	西部分室長	高橋徹也
事務局次長	酒井祐吾	事務局担当次長	橋田勇作
事務局副主査	遠藤竜彦		

7. 議事内容

事務局 皆さまこんにちは。定刻が参りましたので、ただ今から令和8年度 第2回総会を開催いたします。
皆さま、ご起立をお願いいたします。一同「礼」。ご着席ください。
はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 【会長挨拶】

事務局 それでは議事に入らせていただきます。議事の進行は、農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっております。加藤会長、よろしく願いをいたします。

【会長、議長席に着く】

議 長 それでは、私が本日の議事進行を務めさせていただきます。これより先は着座にて進行しますので、よろしくご審議をお願いをいたします。
それでは、ただ今から令和8年度 第2回西条市農業委員会総会を開会いたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

議長 まず、議事録署名人の指名を私の方からしたいと思います。明比典正委員、徳増靖記委員の両委員にお願いをいたします。

本日欠席届が出ておりますので報告をいたします。まず、農業委員からは、9番 長谷川孝師委員、16番 曾我部英樹委員、21番 余吾秀利委員、22番 岡田貴洋委員、24番 宇野嘉秀委員また、農地利用適化推進委員からは、2番 一色信之委員、15番 武田義臣委員、19番 菅辰郎委員、22番 佐山林壱委員、24番 渡部 靖委員、25番 佐伯保親委員から出ておりますのでご報告をいたします。

ただ今の出席農業委員数は、19名であります。よって農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立することをご報告申し上げます。

書記については、事務局の橋田、遠藤の両君にお願いをいたします。それでは、議事に入ります。

農地法第3条関係

議長 議案第1号、農地法 第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

まず、19号・20号について審議いたします。

〇〇委員は、本件譲受人にあたり、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退席願います。

それでは、議案内容について事務局から説明いたします。

事務局 それでは、議案内容について事務局より説明をいたします。

19号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

20号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

以上2件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局から説明がありました2件ではありますが、本案件について、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

地区委員 19号、20号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。
地元の委員さんからは問題なしということではありますが、この件について、ほかにご意見、ご異議等はございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということですので、以上2件を原案どおり許可することといたします。

以上で、〇〇委員に関する案件は終了いたしましたので、入場を認めます。〇〇委員さん、お入りください。

審議を再開いたします。

残りの14件について、事務局から説明いたします。

事務局 21号は、〇〇の〇〇氏が、新規就農のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

22号は、〇〇の〇〇氏が、新規就農のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

23号は、〇〇の〇〇氏が、新規就農のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

24号は、〇〇の〇〇氏が、新規就農のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

25号は、〇〇の〇〇氏が、現在、〇〇の〇〇氏から借り受けている農地の利用権の期間が満了となることから、農地法第3条による15年間の賃借権の設定を受けようとする申請でございます。

26号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

27号は、〇〇の〇〇氏が経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

28号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

29号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

30号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から贈与を受けようとする申請でございます。

31号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

32号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、現在農地法第3条に

より借受けている農地について、所有権の移転を受けようとする申請で
ございます。

33号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から贈与を受けようとする
申請でございます。

34号は、〇〇の〇〇氏が、新規就農のため、〇〇の〇〇氏から、所
有権の移転を受けようとする申請でございます。

以上14件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がありました案件の中で、21号、22号、2
3号、24号及び34号の譲受人は新規就農者ではありますが、自家
消費用の作物の栽培を目的としたものであり、面接は行っておりませ
んのので、事務局より報告をいたします。

事務局 21号の譲受人である〇〇氏ですが、自宅裏にある申請地を譲渡人か
ら依頼され、娘と一緒に管理しておりましたが、譲渡人より申請地の取
得を打診された事により、今回の申請となっております。主に季節野菜
の耕作をしていくとの事であります。

22号の譲受人である〇〇氏ですが、実家が農家であり、手伝いをして
きた経験があるとの事であります。現在は知人の農家の手伝いをして
いるとの事であります。今回、自身が自己消費用として耕作する農地を
探していた所、自宅近所の申請地を紹介され、今回の申請となっております。
主に季節野菜を耕作したいとの事であります。

23号の譲受人である〇〇氏であります。自宅の向かいにある農地
で家庭菜園をしていましたが、その農地が売りに出されるとの事から、
新たな農地を探していた所、自身の母の友人である譲渡人から申請地を
紹介され、今回の申請となっております。野菜を主にしながら、果物の
耕作にも挑戦したいとの事であります。

24号の譲受人である〇〇氏であります。自身の両親が申請地で耕
作をしていましたが、父親は脳梗塞になり、母親も体調を崩し気味との
事で、譲受人と母親が現在申請地の一部を使って耕作をしているとの事
であります。今回、譲渡人より申請地の取得を打診された事により、今
回の申請となっております。主に、季節野菜を耕作していくとの事であ
ります。

34号の譲受人である〇〇氏であります。自宅の隣と向かいに位置
する申請地を管理しておりましたが、今回、譲渡人より申請地の取得を
打診された事により、今回の申請となっております。主に梅、じゃがい
もの耕作を予定しているとの事であります。

なお、こちらの5件につきましては、規模拡大の予定はないとのこと
であり、農地は農地として管理するよう確約させその旨の誓約書の提出

も受けております。

議 長 ありがとうございます。
ただ今事務局より説明がありました14件について、21号から順次、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

地区委員 21号～34号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。
地元の委員さんからは『問題ない』ということですが、ほかに、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
『異議なし』ということですので、以上14件を原案どおり許可することといたします。

農地法第4条関係

議 長 議案第2号、農地法 第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

まず、議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 2号は、〇〇の〇〇氏が、露天貸駐車場を建設しようとする申請でございます。

3号は、〇〇の〇〇氏が、既存施設の隣接地に農業用倉庫を建築しようとする申請でございます。

以上2件、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます
ただ今事務局から説明がありました2件について、2号から順次、地元委員さんからのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

地区委員 2号、3号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。
地元の委員さんからは『問題ない』ということですが、

ほかに、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

『異議なし』ということですので、以上 2 件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第 5 条関係

議長 つぎに、議案第 3 号、農地法 第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

まず、議案内容について事務局から説明いたします。

事務局 9号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、露天貸駐車場を建設し、隣接地で喫茶店を開店する母親に貸そうとする申請でございます。

10号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

11号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

12号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

13号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、建売住宅を3棟建築し、販売しようとする申請でございます。

14号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、露天貸駐車場を建設しようとする申請でございます。

以上6件、ご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がありました6件について、9号から順次、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

地区委員 9号～14号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。

地元の委員さんからは『問題ない』ということですが、ほかに、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
『異議なし』ということですので、以上6件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

買受適格証明願関係

議長 つぎに、議案第4号、農地法第5条第1項目的による買受適格証明願の申請について、を議題といたします。
まず、議案内容について事務局から説明いたします。

事務局 1号は、〇〇の〇〇が、民事執行法に基づく競売に参加するに当たり、民事執行規則第33条において制限される物件である農地を取得しようとする事から、農地法第5条目的の買受適格証明を受けようとするものでございます。
以上1件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
ただ今事務局より説明がありました1件について、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

地区委員 1号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。
地元委員さんからは『問題ない』ということですが、ほかに、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
『異議なし』ということですので、以上1件を承認することとし、県知事に進達することといたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願

議長 つぎに、議案第5号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、を議題といたします。
まず、議案内容について事務局から説明いたします。

- 事務局 相続税の納税猶予を受けている者が、特例の適用を継続して受けるためには、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、3年ごとに税務署への届出を行う必要があります、その際、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を添付することとなっているため、証明願が提出されたものでございます。
- 2号であります、特例の適用を受けた農地は2筆でありまして、特定貸付農地として税の猶予を受けており、この2筆については適正に管理されております。
- 以上1件、ご審議よろしくお願いいたします。
- 議長 ただ今事務局より説明がありました1件について、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- 地区委員 2号 問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
- 地元の委員さんからは『問題ない』ということではありますが、ほかに、ご意見・ご異議等ございませんか。
- 委員一同 異議なし。
- 議長 ありがとうございます。
- 『異議なし』ということですので、以上1件を原案どおり承認することとし、農業経営を行っている旨の証明書を交付することいたします。
- 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について**
- 議長 つぎに、議案第6号、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について、西条市長職務代理者 西条市副市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。
- 事務局 件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、耕作に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているかなど、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の要件を満たしていることをご報告いたします。

詳細につきましては、議案書21ページから52ページとなっております。

このたび意見照会のありました農用地利用集積等促進計画（案）のうち、権利設定の件数は、134件、面積が、47万7,158.5㎡、所有権移転の件数は、8件、面積が、1万9,333㎡となっております。

以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。事務局から説明がありましたが、この件につきまして、何かご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

『異議なし』ということですので、

以上、原案どおり承認することとし、西条市長職務代理者 西条市副市長に回答いたします。

西条市農地利用最適化推進委員の候補者の選任について

議長 次に、議案第7号、西条市農地利用最適化推進委員の候補者の選任について、を議題といたします。内容について、事務局から説明いたします。

事務局 本年1月13日から約1ヶ月間、市広報、及びホームページにて公募を行い、定数どおりの推薦、応募をいただきました。

つきましては、議案書54ページの30名を、西条市農地利用最適化推進委員候補者とするについて、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただ今、事務局から推進委員候補者について、説明がありましたが、ご意見・ご質問等はございませんか。

(意見なし)

議長 それでは、推進委員候補者について、お諮りいたします。

議案の名簿掲載者を「西条市農地利用最適化推進委員候補者」として選任することとしてよろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、名簿
登載者全員を推進委員候補者とすることに決定いたします。

西条市農業経営基盤強化促進に関する基本構想の変更に係る
意見の決定について

議 長 次に、お手元の別冊の総会議案書（その2）をご覧ください。議案第
8号、西条市農業経営基盤強化促進に関する基本構想の変更に係る意見
の決定について、西条市長職務代理者 西条市副市長から意見照会があ
りましたので、議案内容を、西条市農水振興課より説明いたします。

農水振興課 西条市農水振興課の高橋でございます。

今回、資料の「西条市農業経営基盤強化促進に関する基本構想の変更
について」を説明いたします。（主に表紙の変更概要をまとめた用紙を
使って説明いたします。）

この基本構想とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、県が作成する
農業経営基盤強化促進に関する基本方針に則して、西条市が定めている
ものです。

具体的には、認定農業者や認定新規就農者が目標とする所得水準・労
働時間の基本的考え方、営農類型ごとの指標、また、こうした経営に集
積すべき農用地の面積シェアの目標、農業を担う者の確保及び育成に関
すること、さらには経営改善を図ろうとする担い手への育成方策（地域
計画の協議に関する事項等）について総合的に定めたものとなっております。

今回は、愛媛県が策定しております、愛媛県農業経営基盤強化促進に
関する基本方針が令和8年1月30日付けで変更されたことに伴い、同
法第6条の規定に基づき市が定める農業経営基盤強化促進に関する基
本構想についても、県が定める基本方針の変更内容、本市の現状を踏ま
え、本文・項目等の一部見直しを行うためのものです。

主な変更内容は2点ございます。変更概要、新旧対照表をご覧ください。

1点目は、第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標の変更であ
ります。

令和8年度の本市の現状を踏まえ、文言の修正を行っております。

具体的に申し上げますと、平均気温や降水量にはじめ、基幹的農業従事
者数等の数値を変更しております。

農水振興課 なお、認定農業者の認定要件となっております年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり概ね430万円）、また、認定新規就農者の認定要件となっております年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり概ね250万円）の目標については、変更していません。

2点目は、第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項の変更であります。

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標について、令和8年度までの10年間の集積率を鑑み、令和18年度までの10年後の目標を68%と算出しております。

議長 ありがとうございます。
以上のような内容ですが、よろしくご審議をお願いいたします。
みなさん、ご意見・ご質問等がありましたら、お願いいたします。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
『異議なし』ということですので、原案どおり承認することとし、西条市長職務代理者 西条市副市長に回答いたします。

報告承認案件

議長 報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。

令和8年3月16日から、令和8年4月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知24件を受理するとともに、地区委員と協議し、非農地判断を1件行っております。ご対応くださった委員さん方、誠にありがとうございました。

また、農地バンクの利用登録につきまして、2名の新規登録、1名の登録更新をしております。

以上報告案件について、ご了承をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。何かご意見・質問等、ございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 無いようですので、報告承認案件を終了いたします。

閉 会

議長 以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしました。この際ですので、ほかに何かございませんか。

(意見なし)

議長 それでは、無いようですので、以上で総会を閉会いたします。慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地法第5条第1項目的による農地買受適格証明願の申請について	原案承認
議案第5号	引き続き農業経営を行っている旨の証明願について	原案承認
議案第6号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定について	原案承認
議案第7号	西条市農地利用最適化推進委員の候補者の選任について	原案承認
議案第8号	西条市農業経営基盤強化促進に関する基本構想の変更に係る意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件(農地法第18条6項に係る通知等)	

9. 閉会の日時

令和8年5月8日 午後2時42分